

# 東京都消費生活対策審議会運営要綱

6 生文消計第 5 3 2 号  
平成 6 年 1 2 月 2 8 日  
一部改正 平成 2 2 年 7 月 1 6 日  
最終改正 令和 3 年 5 月 1 日

## (目的)

第 1 この要綱は、東京都消費生活条例（平成 6 年東京都条例第 1 1 0 号。以下「条例」という。）第 4 5 条第 1 1 項の規定に基づき、東京都消費生活対策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (臨時委員)

第 2 条例第 4 5 条第 6 項に定める臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 臨時委員の任期は、条例第 4 5 条第 5 項に定める委員の任期の残任期間と同一期間とする。ただし、特別の事項の調査審議が終了したときは、その任命を解くことができる。

## (専門員)

第 3 条例第 4 5 条第 7 項に定める専門員は、学識経験を有する者、関係行政機関職員及び東京都職員のうちから知事が任命する。

2 専門員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。

3 専門員の任期は、専門の事項の調査に必要な期間とする。ただし、委員の任期の残任期間を限度とする。

## (会長)

第 4 審議会に会長を置き、審議会に属する委員のうちから互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (招集)

第 5 審議会は、知事が招集する。

## (定足数及び表決数)

第 6 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (部会)

第 7 条例第 4 5 条第 9 項に定める部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。

2 部会に、部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長の指名する委員をもって充てる。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 部会長は、部会の調査審議した結果を審議会に報告しなければならない。

6 審議会は、あらかじめその議決するところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

## (招集及び議事)

第 8 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会は、部会における所掌事項の調査検討等のため必要があると認めるときは、小部会を置くことができる。

(オンラインによる会議)

第9 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、会長が必要と認める場合は、オンライン(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。)を活用した会議を開催することができる。

2 前項の会議におけるオンラインによる委員の出席は、第6並びに第8の第2項及び第3項の出席に含めるものとする。映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

(意見聴取)

第10 会長は、条例第45条第10項の規定により、都民の意見を聴こうとするときは、あらかじめ当該都民にその旨を通知する。

2 部会は、部会における所掌事項の審議のため必要があると認めるときは、関係者から意見を聴くことができる。この場合において、部会長は、当該関係者にその旨をあらかじめ通知する。

(会長・部会長会の設置等)

第11 会長及び部会長相互の連絡を密にし、審議会の整合性を確保するために、会長及び部会長によって構成される会長・部会長会を設置する。

2 会長・部会長会は、会長が招集する。

3 会長・部会長会は、部会に付議された案件の調整並びに会長及び部会長相互の連絡、その他必要な事項について協議する。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議内容に関係のある者の出席を求めることができる。

(公開等)

第12 審議会、部会及び会長・部会長会(以下「審議会等」という。)は、公開で行うものとする。ただし、審議会等の決定により非公開とすることができる。

2 審議会等の会議録は、公開するものとする。ただし、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)第7条の規定に該当する情報が記録されている場合はこの限りではない。

(幹事及び書記)

第13 審議会に幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、東京都職員のうちから知事が命ずる。

3 幹事は、会長の命を受け、事務を処理する。

4 書記は、上司の命を受け、事務に従事する。

5 幹事及び書記のうち、会長の指定する職にある者は、部会の事務を処理する。

(庶務)

第14 審議会等の庶務は、生活文化局消費生活部において処理する。

(委任)

第15 この要綱に定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、生活文化局長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

(東京都消費生活対策審議会の運営に関する要綱の廃止)

2 東京都消費生活対策審議会の運営に関する要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

2 東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)の公布の日前に開催された審議会等の会議録等の取扱いについては、この要綱による改正後の消費生活対策審議会運営

要綱第11第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する